

総合口座

商品名	総合口座						
ご利用いただける方	個人のお客さま（但し、未成年者は除きます）						
期間	担保とする個別の定期預金、債券の取扱いに準じます。						
お預入れ方法 お預入れ方法 お預入れ金額 お預入れ単位	個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。						
払戻し方法	個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。						
利息 適用金利 利払頻度 計算方法 利子課税	個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。 個別の定期預金、債券ならびに普通預金の取扱いに準じます。						
手数料	キャッシュカードによるお支払い等に当たっては、店頭に掲示する手数料がかかる場合があります。						
付加できる特約事項	<p>個別の定期預金、債券は、総合口座の担保とすることができます。</p> <p>(1) 定期預金を担保とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸越利率は担保定期預金の約定利率に+0.5%を上乗せした利率とし、貸越極度額は定期預金の合計額の90%（最高500万円）です。 担保定期預金が複数口ある場合は貸越利率の低い順に担保とします。 貸越利率が同一となる定期預金が複数口ある場合は、預入日の早い順に担保とします。 <p>(2) 債券を担保とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸越利率については窓口でお問い合わせください。 貸越極度額は保護預り債券の額面金額に次の割合を乗じた金額の合計額で、最高300万円です。 <table border="1" data-bbox="619 1205 1321 1323"> <thead> <tr> <th>債券の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利付国債、政府保証債、地方債</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>割引国債</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 担保債券が数種類ある場合は、割引国債、利付国債、政府保証債、地方債の順に担保とします。 同種類の債券が複数口ある場合は、償還期日の早い順に担保とします。 <p>(3) 定期預金と債券の双方がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保定期預金が複数口ある場合は貸越利率の低い順に担保とします。 貸越利率が同一となる場合は、定期預金から先に担保とします。 	債券の種類	割合	利付国債、政府保証債、地方債	80%	割引国債	60%
債券の種類	割合						
利付国債、政府保証債、地方債	80%						
割引国債	60%						
中途解約時のお取扱い	—						
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座取引は、一人1口座に限定させていただきます。 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借入れと相殺ができます。 						

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。
 なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 19 階（全国銀行協会内）

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前 9 時～午後 5 時